

遊漁船業の適正化に関する法律に基づく 不利益処分等の事務処理要綱案の概要

沖縄県農林水産部水産課

第1 制定する要綱の名称

遊漁船業の適正化に関する法律に基づく不利益処分等の事務処理要綱

第2 要綱制定の趣旨

本県は、観光産業を基幹産業としていることもあり、遊漁船業の登録が全国で2番目に多い状況である。利用者の安全・安心を確保し、遊漁船業の健全化を図るためにも、適切な処分基準とその手続きを明確にする必要がある。

本要綱は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「遊適法」という。）の規定により知事が行う処分（以下「処分」という。）について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定により処分基準を定めることにより、その適正な運用を図ることを目的とする。

第3 要綱の概要

公正かつ安定的な制度運用が確保されるよう、遊適法の規定に従って、遊漁船業者及び遊漁船業団体が、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した、又は違反するおそれがある場合に、必要な手続きと処分の範囲・処分内容を規定する。

1 不利益処分等の基準の明確化

(1) 行政指導（第3条）

遊適法第24条に基づく報告及び立入検査の結果、必要と認められるときは、速やかに改善のための指導をすることと規定する。

(2) 不利益処分の適用（第4条）

行政指導によっても迅速な改善がなされない場合に、その内容に応じて不利益処分を行うことができることと規定する。ただし、①改善が期待できない②法益保護の観点から、改善が特に急がれる③海上保安庁等の捜査により犯罪事実が明白な場合は、行政指導を経ることなく不利益処分を行う。

(3) 違反及び処分の内容（第5条）

処分の対象となる違反及びその処分の内容等を規定する。

また、業務停止命令期間は原則として連続して設定するが、当事者の営業期間が通年とされないことにより、所定事業停止日数を連続して設定することができない場合は、複数の期間に分けて設定する。なお、業務停止命令の始期は初日の午前9時、終期は末日の午後5時とする。

(4) 違反行為の併合（第6条）

不利益処分を受けていない複数の違法行為の不利益処分を行う場合は、当該違反の内容のうち最も重い不利益処分の内容とし、その序列は重いものから登録取消、事業停止命令、業務改善命令（遊漁船業団体の場合は指定の取消、改善命令）と規定する。

(5) 事業停止命令期間の加重（第7条）

事業停止命令の期間は、聴聞の結果等で確認された事由により、加重ができることを規定する。ただし、加重した後の期間が180日を超える場合は、登録の取消とする。

(6) 処分内容の軽減（第8条）

聴聞等の結果、処分の対象となる違反行為に酌量すべき事情がある場合は、処分を軽減できることを規定する。

2 不利益処分の手続きの明確化

(1) 適用範囲（第9条）

不利益処分に係わる手続は、行政手続法及び沖縄県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成6年沖縄県規則第55号）の規定のほか、この要綱に定めることと規定する。

(2) 不利益処分調書の作成（第10条）

知事は、不利益処分を行うときに、不利益処分調書を作成することと規定する。

(3) 意見陳述（第11条）

知事は、不利益処分を行おうとするときに、「聴聞」または「弁明の機会」を当事者に意見陳述の機会を設けることと規定する。ただし、行政手続法第13条第2項に該当するときは、聴聞又は弁明の機会を設けることなく、不利益処分を行うことができる。

(4) 聴聞（第12条）

行政手続法第15条の規定による聴聞の通知の期限は、聴聞の日の1週間前の日までとし、審理は、公開により行うことと規定する。

なお、聴聞は、営業所が所在する市町村を所管する所属の長が主宰する。

(5) 弁明（第13条）

弁明は、弁明書の提出により行い、その機会の付与の通知は、弁明書の提出期限の1週間前の日までに行うことと規定する。

(6) 当事者への通知（第14条）

不利益処分を行う理由の通知は通知書により行うことと規定する。

(7) 命令等の履行確認（第15条）

知事は、改善命令を行ったときは、改善を命じた事項についての報告書を提出させるとともに、現地調査等によりその履行状況を確認することを規定し、事業停止命令を行ったときは、現地調査等によりその履行状況を確認することと規定

する。

3 その他

(1) 不利益処分事実の公表（第 16 条）

知事は、第 5 条に定める不利益処分を行った場合は、その事実を公表することと規定する。

(2) 関係機関への通知（第 17 条）

知事は、事業停止命令、遊漁船業の登録の取消し、指定団体の取消しを行った場合は、必要に応じ、その処分内容を、関係する都道府県、海上保安庁及び警察等に通知することと規定する。

(3) 不利益処分の記録（第 18 条）

知事は、処分記録簿を備え付け、この要綱に基づく処分を行ったときは、随時記録することと規定する。

第 4 九州各県の制定状況

九州各県で、処分基準又は要綱を定めていないのは、本県のほか 1 県のみである。

第 5 遊漁船業の適正化に関する法律について

遊漁船業の適正化に関する法律（以下「遊適法」という。）は、昭和 63 年に、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的として制定（平成元年 10 月 1 日施行）された。

【遊漁船業者の登録制度について】

遊適法とは、船舶により利用客を漁場に案内し、釣りなどの方法で、利用客に水産動植物を採捕させる事業のことで、釣り船や磯・瀬渡し、防波堤渡しのほか、漁業体験（定置網など）などが該当する。

遊漁船業を営むためには、遊適法に基づき、営業所ごとに、知事による遊漁船業者登録を受ける必要がある。

なお、水産動植物の採捕を目的としない観光遊覧やダイビング案内業などは「遊漁船業」に該当しない。